

第11次(R3~R7)宝塚市交通安全計画(案)の概要

現状

令和2年中の交通事故死者数(24時間以内死者)は2人、負傷者数は448人(うち重傷者数44人)であり、令和元年中の死者数2人、負傷者数689人(うち重傷者数43人)と比較して負傷者が減少した。

また、第10次交通安全計画期間中(H28~R2)の踏切事故件数については0件であった。

事故総数は減少傾向にある一方で、全体に占める高齢者や歩行者、自転車の事故件数割合は増加傾向となっている。

基本理念

1 交通事故のない宝塚を目指して

真に豊かで活力のある宝塚を構築していくためには、その前提として市民の安全と安心を確保していくことが極めて重要である。人命尊重の理念に基づき、交通事故のない宝塚を目指すとともに、悲惨な交通事故の根絶に向け、各般の取組を進める。

2 人優先の交通安全思想

「人優先」の交通安全思想を基本とし、歩行者、高齢者、子ども、障害(がい)者等の交通弱者の安全を一層確保する。

3 高齢化が進展しても誰もが安全に移動できる社会の構築

高齢になっても安全に移動することができ、安心して暮らせる社会を構築することを目指す。

基本的な考え方

- 高齢者、子ども、障害(がい)者等の交通弱者の安全確保
- 歩行者の安全確保
- 自転車の安全確保
- 地域の実情を踏まえた施策の推進
- 役割分担と連携強化
- 交通事故被害者等の参画と協働
- 新型コロナウイルス感染症の影響の注視

目標

- 1 市内の交通事故による死者数を減少させる。
- 2 市内の交通事故による重傷者数を減少させる。
- 3 市内の自転車事故件数を減少させる。
- 4 市内のゾーン30を増設する。
- 5 市民の自転車乗車用ヘルメットの着用率を向上させる。

対策を考える視点

前述の現状を踏まえ、特に高齢者や歩行者、自転車に対する交通事故防止対策が、今後ますます重要な課題である。

1 高齢者、子ども、障害(がい)者等の交通弱者の安全確保

高齢者、子ども、障害(がい)者という交通弱者に配慮した道路交通環境の形成

2 歩行者の安全確保

自動車に対して弱い立場にある歩行者に配慮した道路交通環境の形成

3 自転車の安全確保

平成25年制定「宝塚市自転車の安全利用に関する条例」等の啓発促進

4 生活道路における安全確保

生活道路の交通環境整備や安全走行対策及び幹線道路の交通円滑化の推進

5 交通実態等を踏まえたきめ細やかな対応の促進

交通実態や交通事故の詳細な分析による効果的な対策の実施

6 地域ぐるみの交通安全対策の推進

交通事故情報の提供等による、住民主体の交通安全対策意識の醸成

講じようとする施策

① 道路交通環境の整備

- ・速度規制、歩道整備等による安全な歩行空間の確保と「宝塚市通学路交通安全プログラム」の推進
- ・適切に機能分担された道路網の整備や事故危険箇所対策の推進
- ・駅や公共施設周辺、主要な道路における歩道等の面的・連続的なバリアフリー化と無電柱化の推進
- ・安全で快適な自転車通行空間の整備や自転車等の駐車対策の推進
- ・「宝塚市地域公共交通総合連携計画」による公共交通機関の利用促進や交通結節機能強化
- ・橋梁の耐震化や代替道路の整備推進等による信頼性の高い道路ネットワークの確保
- ・路上遊戯等による交通事故防止に資する子どもの遊び場等の確保や道路上の不法占用物件の排除

② 交通安全思想の普及徹底

- ・幼児から高齢者、保護者、交通ボランティア、障害(がい)者、外国人、また地域や企業等に対する交通安全教育の推進や指導者の養成
- ・「宝塚市自転車の安全利用に関する条例」等の啓発促進や自転車安全教室等の開催、「自転車安全利用推進員」による自転車安全利用に関する啓発活動の推進
- ・警察、関係機関との連携による交通安全に関する啓発活動の推進

③ 救助・救急活動の充実

- ・市外の消防機関等との連携による救助・救急体制の充実や消防機関等が行うAED講習会等の普及啓発活動の推進、救急救命士の養成等の促進、救助・救急隊員の教育訓練の充実
- ・救急医療機関、消防機関等の関係機関における連携・協力関係確保の推進と救急医療機関内の受け入れ・連絡体制の明確化

④ 被害者支援の充実と推進

- ・自転車の損害賠償責任保険への加入徹底
- ・交通事故相談活動・被害者支援情報等の周知